

平成30年度三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その10)

区分	件名	概要																										
◎予算 (7件) 総務部		<table border="1"> <tr> <td>予</td> <td>算</td> <td>7 件</td> <td rowspan="6">} 議案 11件</td> </tr> <tr> <td>条</td> <td>案</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td>議</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>他</td> <td>案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認</td> <td>定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>告</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提</td> <td>出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>11 件</td> <td></td> </tr> </table>	予	算	7 件	} 議案 11件	条	案	4 件	の	議	- 件	他	案	- 件	認	定	- 件	報	告	- 件	提	出	- 件		計	11 件	
		予	算	7 件	} 議案 11件																							
条	案	4 件																										
の	議	- 件																										
他	案	- 件																										
認	定	- 件																										
報	告	- 件																										
提	出	- 件																										
	計	11 件																										
【1】 平成30年度三重県一般会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費等について所要の措置を講じるための補正予算 約 7億円)	【2】 平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 5百万円)																											
【3】 平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 10万円)	【4】 平成30年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 3百万円)																											
【5】 平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 2百万円)	【6】 平成30年度三重県電気事業会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 1百万円)																											
【7】 平成30年度三重県病院事業会計補正予算(第2号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 9百万円)																												

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (4件) 総務部	<p>【8】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【9】 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【10】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、一般職に属する職員の退職手当の支給割合の改正等に鑑み、知事及び副知事の退職手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部平成31年4月1日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の335(現行100分の330)に改める。</p> <p>(2) 知事の退職手当の支給割合を100分の56(現行100分の59)に、副知事の退職手当の支給割合を100分の37(現行100分の39)に改める。</p> <p>県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものである。</p> <p>(公布の日(一部平成31年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事等の給料を減額するための特例期間を平成29年4月1日から平成32年3月31日まで(現行平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)とする。 <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部平成31年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 一般職に属する職員の地域手当について、支給割合を100分の4.6(現行100分の4.5)に改める。</p> <p>(2) 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の185(現行100分の180)に改める。</p>
教育委員会	<p>【11】 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部平成31年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公立学校職員の地域手当について、支給割合を100分の4.6(現行100分の4.5)に改める。</p> <p>(2) 公立学校職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の185(現行100分の180)に改める。</p>